

ETC コーポレートカード制度利用約款 新旧対照表

2026.3.31 改定

変更前	変更後	備考
<p>第22条（ETCコーポレートカードの一部返却）</p> <p>1. ETCコーポレートカード利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにETCコーポレートカード返却届を添えて、不要となったETCコーポレートカードを当組合に返却して下さい。</p> <p>一. 登録車両の一部を利用しなくなったとき。</p> <p>二. 登録車両の一部について、セットアップした車載器を正当に保有しなくなったとき。</p> <p>三. その他ETCコーポレートカード利用者の事由によりETCコーポレートカードの一部が不要になったとき。</p>	<p>第22条（ETCコーポレートカードの一部返却）</p> <p>1. ETCコーポレートカード利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにETCコーポレートカード返却届を添えて、不要となった、<u>または該当する</u> ETCコーポレートカードを当組合に返却して下さい。</p> <p>一. 登録車両の一部を利用しなくなったとき。</p> <p>二. 登録車両の一部について、セットアップした車載器を正当に保有しなくなったとき。</p> <p>三. その他ETCコーポレートカード利用者の事由によりETCコーポレートカードの一部が不要になったとき。</p> <p><u>四. ETCコーポレートカードの利用状況が第32条第一項第一号の状態にあり、当組合が長期間未使用または長期間低額利用であると判断し、ETCコーポレートカードの返却を求めたとき。</u></p>	<p>変更</p> <p>追加</p>
<p>第32条（ETCコーポレートカード利用承認の取消し）</p> <p>1. 当組合は、ETCコーポレートカード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ETCコーポレートカードの利用を停止し、第20条第2項のETCコーポレートカードの更新時にかかわらずETCコーポレートカード利用承認を取消すものとします。この場合において、ETCコーポレートカード利用者は、返却届を添え、直ちにカードを当組合に返却して下さい。</p> <p>一. 原則として、最近6ヶ月間のETCコーポレートカード1枚あたりの、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社が管理する高速国道の割引対象金額が18万円に達しないとき。</p> <p>二. ETCコーポレートカード利用者が、ETCコーポレートカード利用割引の停止期間中に第30条第1項第一号から第八号のいずれかに該当する行為を行った場合。</p> <p>三. ETCコーポレートカード利用者が、ETCコーポレートカード利用の停止期間中に第31条第1項第一号から第九号のいずれかに該当する行為を行った場合。</p> <p>四. 破産その他これに類する事由により、ETCコーポレートカード利用料金等を支払うことが著しく困難であ</p>	<p>第32条（ETCコーポレートカード利用承認の取消し）</p> <p>1. 当組合は、ETCコーポレートカード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ETCコーポレートカードの利用を停止し、第20条第2項のETCコーポレートカードの更新時にかかわらずETCコーポレートカード利用承認を取消すものとします。この場合において、ETCコーポレートカード利用者は、返却届を添え、直ちにカードを当組合に返却して下さい。</p> <p>一. 原則として、最近6ヶ月間のETCコーポレートカード1枚あたりの、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社が管理する高速国道の割引対象金額が18万円に達しないとき。</p> <p>二. ETCコーポレートカード利用者が、ETCコーポレートカード利用割引の停止期間中に第30条第1項第一号から第八号のいずれかに該当する行為を行った場合。</p> <p>三. ETCコーポレートカード利用者が、ETCコーポレートカード利用の停止期間中に第31条第1項第一号から第九号のいずれかに該当する行為を行った場合。</p> <p>四. 破産その他これに類する事由により、ETCコーポレートカード利用料金等を支払うことが著しく困難であ</p>	

<p>ると認められたとき。</p> <p>五. 第29条により警告後も、ETCコーポレートカード利用者の行為が改善されないとき。</p> <p>六. ETCコーポレートカード利用者が第28条に違反した場合で、特に情状が重い場合。</p> <p>七. 事故等によるETCコーポレートカード利用者の責に帰すべき事由により、高速会社に対し発生した原因者負担金を速やかに支払わない場合。</p> <p>八. 当組合のETCコーポレートカード利用事業の運営秩序を著しく乱す行為があったと認められる場合。</p>	<p>ると認められたとき。</p> <p>五. 第29条により警告後も、ETCコーポレートカード利用者の行為が改善されないとき。</p> <p>六. ETCコーポレートカード利用者が第28条に違反した場合で、特に情状が重い場合。</p> <p>七. 事故等によるETCコーポレートカード利用者の責に帰すべき事由により、高速会社に対し発生した原因者負担金を速やかに支払わない場合。</p> <p>八. 当組合のETCコーポレートカード利用事業の運営秩序を著しく乱す行為があったと認められる場合。</p> <p><u>九. 第22条第1項第四号による、当組合からのETCコーポレートカードの返却の求めに正当な利用なく応じないとき。</u></p>	<p>追加</p>
<p>第33条（不正使用による賠償責任）</p> <p>1. 第32条規定の事犯に違反したETCコーポレートカード利用者は、当該事犯によって当組合及び当組合を構成する全組合員が被る損害に対して、全額賠償を行っていただきます。</p>	<p>第33条（不正使用による賠償責任<u>と利用者の責務</u>）</p> <p>1. <u>本約款または高速会社の約款及び規程等</u>の事犯に違反したETCコーポレートカード利用者は、当該事犯によって当組合及び当組合を構成する全組合員が被る損害に対して、全額賠償を<u>行わなければならない</u>。</p> <p>2. <u>ETCコーポレートカード利用者は、高速会社の定める約款、規程及び細則、並びに、本約款を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>一.ETCコーポレートカード利用者の一人が高速会社の約款等または本約款に違反したために、高速会社等から当組合に対して、警告、告発、割引停止、利用停止、契約者資格の取消し等の処分がなされたときは、他の善意のETCコーポレートカード利用者も連帯してこの処分に応じなければならない。</u></p> <p><u>二.ETCコーポレートカード利用者は、車両制限令違反による累積違反点数が、当組合が警告を受ける点数を、違反のあったETCコーポレートカード利用者の数で按分した点数に達した場合には、直ちに、すべてのETCコーポレートカードを当組合へ返却しなければならない。なお、ETCコーポレートカード利用者からETCコーポレートカードが返却されない場合には、当組合は高速会社に、当該ETCコーポレートカード利用者に係るETCコーポレートカード停止依頼書を高速会社に提出することができる。</u></p> <p><u>三.本約款または高速会社の約款及び規程等に基づいて警告又は告発を受けたETCコーポレートカード</u></p>	<p>追加 変更 追加</p>

利用者は、E T Cコーポレートカード利用者から何らの通知または届出を要することなく、警告日または告発日をもって即時当組合を脱退したものとみなす。

別表3 各取扱手数料

新規発行手数料	1枚につき770円(税込)
追加・再発行手数料	1枚につき770円(税込)
亡失処理手数料	1枚につき770円(税込)
年間取扱手数料	4月1日時点で登録されているE T Cコーポレートカード1枚につき770円(税込)

別表3 各取扱手数料

新規発行手数料	1枚につき <u>880</u> 円(税込)
追加・再発行手数料	1枚につき <u>880</u> 円(税込)
亡失処理手数料	1枚につき <u>880</u> 円(税込)
年間取扱手数料	4月1日時点で登録されているE T Cコーポレートカード1枚につき <u>880</u> 円(税込)

変更